

# 最低制限価格の算定方法の改正について

## 1. 改正の趣旨

国の低入札価格調査制度の改正に準じ、公共工事におけるダンピング受注の排除徹底や、工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せ防止の観点から、本市では、最低制限価格の算定方法を新しい公契連モデルに改正することとしました。

## 2. 最低制限価格制度の改正内容

### 1) 適用対象

競争入札に付するすべての建設工事（従来のとおり）

### 2) 最低制限価格算出方法

項目	改正前	改正後
土木工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接工事費 × 95%</li> <li>・ 共通仮設費 × 90%</li> <li>・ 現場管理費 × 70%</li> <li>・ 一般管理費 × 30%</li> </ul> 上記4項目の合計額に消費税5%を加算する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接工事費 × 95%</li> <li>・ 共通仮設費 × 90%</li> <li>・ 現場管理費 × <b>80%</b></li> <li>・ 一般管理費 × 30%</li> </ul> 上記4項目の合計額に消費税5%を加算する
建築工事 設備工事 その他工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (直接工事費 × 85%) × 95%</li> <li>・ 共通仮設費 × 90%</li> <li>・ (現場管理費 + 直接工事費 × 15%) × 70%</li> <li>・ 一般管理費 × 30%</li> </ul> 上記4項目の合計額に消費税5%を加算する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (直接工事費 × 85%) × 95%</li> <li>・ 共通仮設費 × 90%</li> <li>・ (現場管理費 + 直接工事費 × 15%) × <b>80%</b></li> <li>・ 一般管理費 × 30%</li> </ul> 上記4項目の合計額に消費税5%を加算する

注) 上記により算出した額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする

## 3. 適用日

一般競争入札

平成23年5月2日以降に入札公告を行う工事から実施

指名競争入札

平成23年5月2日以降に指名競争入札執行通知を行う工事から実施